

## 1314 安全保障理事会決議一五四六

(二〇〇四)イラク主権回復

採 択 二〇〇四年六月八日(全会一致)

安全保障理事会は、民主的に選出された政府に向けたイラクの移行における新たな局面の始まりを歓迎し、二〇〇四年六月三〇日まで、占領が終了し、完全に主権を有し引きしているイラク暫定政府が完全な責任及び権限を受け、受けることを期待し、

イラクに関連する同理事会の従前のすべての決議を想起し、

イラクの独立、主権、統一及び領土保全を再確認し、また、イラク国民が自由に自らの政治的将来を決定し、自らの天然資源を管理する権利を有することを再確認し、安全及び繁栄を達成するための努力におけるイラク国民のための国際的支援の重要性、特に地域諸国、イラクの近隣諸国及び地域の諸機関によるものの重要性を認識するとともに、本決議の成功裡の履行が地域の安定に貢献することに留意し、

二〇〇四年六月七日付け事務総長発書簡(S/2004/461)に提示された、イラク暫定政府の設立の達成におけるイラク国民の支援のための事務総長特別顧問の努力を歓迎し、

イラク統治評議会の解散に留意するとともに、二〇〇三年一月一六日の決議一五一一に言及されているイラクの政治移行のための枠組みの履行における進展を歓迎し、

政治的権利及び人権が完全に尊重される、連邦制の民主的な、多様性のある及び統一されたイラクに向けて活動することへのイラク暫定政府の献身を歓迎し、すべての関係者がイラクの考古学的、歴史的、文化

的及び宗教的遺産を尊重し保護することの必要性を強調し、

法の支配、国民の和解、女性の権利を含む人権の尊重、基本的自由及び自由で公正な選挙を含む民主主義の重要性を確認し、

二〇〇三年八月四日の国連イラク支援ミッション(U.N.A.M.I.)の設立を想起するとともに、代表政府の機構の設立におけるイラクの国民及び政府への支援において国連が主導的な役割を果たすべきことを確認し、安定及び安全の回復のための国際的支援が、イラク国民の福祉のために、またイラク国民のための活動を実行するためを認識するとともに、二〇〇三年五月二二日の決議一四八三(二〇〇三)及び決議一五一一(二〇〇三)に基づくこの点についての加盟国の貢献を歓迎し、

多国籍軍による努力と進展に関する二〇〇四年四月一六日の合衆国より安全保障理事会に対し提出された報告を想起し、

本決議に附属されている二〇〇四年六月五日付けイラク暫定首相閣内理事会議長宛書簡により伝えられた、多国籍軍の駐留を維持するとの要請を認識し、

また、多国籍軍の駐留に対するイラクの主権政府の同意の重要性及び多国籍軍と同政府との間の緊密な調整の重要性を認識し、

本決議に附属されている二〇〇四年六月五日付け合衆国国務長官閣内理事会議長宛書簡に記述されているように、政治移行、特に来る選挙の支援におけるイラクの安全及び安定の維持への貢献、並びにイラクにおける国連の存在のための安全の提供についての努力を継続するとの多国籍軍の意思を歓迎し、

国際人道法に基づく義務を含む国際法に従って活動し関係国際機関と協力すると、イラクの安全及び安定の維持を促進しうるすべての軍隊の献身に留意し、イラクの経済の復興及び開発における国際的支援の

重要性を確認し、

イラクの石油収入及びイラク開発基金が享受する免除及び特権によるイラクの利益を認識するとともに、連合暫定施政当局の解散を受け、イラク暫定政府及びその後継政府により同基金の継続的な支出が提供されることの重要性に留意し、

イラクの状況は、引き続き国際の平和及び安全に対する脅威を構成すると決定し、

国際連合憲章第七章の下に行動し、

一 二〇〇四年六月三日までにイラクを統治する完全な責任及び権限を引き受ける、二〇〇四年六月一日に発表された主権を有するイラク暫定政府の設立を是認し、一方、同暫定政府は、下記第四項の規定に記述されているとおり選出されたイラク移行政府が活動を開始するまで、限られた暫定期間を超えてイラクの運命に影響を与えるいかなる活動も控える。

二 また、二〇〇四年六月三日までに占領が終了し連合暫定施政当局が存在しなくなることを歓迎する、及びイラクが完全な主権を回復することを歓迎する、

三 自由に自らの政治的将来を決定し自らの財政的資源及び天然資源に対する完全な権限及び管理を行使するイラク国民の権利を再確認する。

四 以下の点を含む民主的な政府に向けたイラクの政治移行のために提案された日程表を是認する。

(a) 二〇〇四年六月三〇日までに統治する責任及び権限を引き受ける主権を有するイラク暫定政府の設立、

(b) イラクの社会の多様性を反映した国民会議の開催、並びに

(c) 可能であれば二〇〇四年一月二三日、遅くても二〇〇五年一月三一日までの移行国民議会の直接選挙の実施、移行国民議会は、イラク移行政府の設立及び二〇〇五年一月二三日までに憲法に基づき選出された政府に繋がるイラクの恒久的憲

法の起草等の責任を有する。

五 イラク政府に対し国際会合の開催がどのように上記の過程を支持し得るかを検討することを従遵するとともに、イラク政府が、イラク国民の利益のために、また、同地域の安定のために、イラクの政治移行及びイラクの回復を支持するそのような会議を歓迎するであろうイラク人に留意する。

六 すべてのイラク人に対しこれらの枠組みを平和裡かつ完全に履行するよう要請するとともに、すべての国及び関係機関に対しそのような履行を支持するよう要請する。

七 事務総長特別代表及び国連イラク支援ミッション(U.N.A.M.I.)は、イラクの国民及び政府を支援するという権限の履行において、状況が許せば、イラク政府の要請に基づき、

(a) 以下の主導的な役割を果たし、

(i) 諮問評議会を選出するための二〇〇四年七月の間における国民会議の開催の支援、

(ii) 選挙実施のための過程に関するイラク独立選挙委員会、イラク暫定政府及び移行国民議会に対する助言及び支持、

(iii) イラクの国民による国民憲法の起草に関する国民対話及び総意構築の促進、

(b) また、

(i) 効果的な市民及び社会サービスの発展におけるイラク政府に対する助言、

(ii) 復興、開発及び人道支援の調整及び提供への貢献、

(iii) 人権の保護、国民和解並びにイラクにおける法の支配を強化するための司法及び法制の改革の促進、並びに

(iv) 包括的な人口調査の実施に向けた初期計画に関するイラク政府に対する助言及び支援を行うことを決定する。

八 イラク暫定政府及びその後継政府の権限に基づき

活動するイラク軍を含むイラク治安部隊（以下、「イラク治安部隊」という。）を発展させるための新たなイラク暫定政府により現在行われている努力を歓迎する。イラク治安部隊は、徐々により大きな役割を果たし究極的にはイラクの安全及び安定の維持のための完全な責任を引き受ける。

九 イラクにおける多国籍軍の駐留が新たなイラク暫定政府の要請に基づくことに留意し、したがって、本決議に附属されている書簡を考慮し、決議一五〇一（二〇〇三）に基づき設立された統合された司令部の下の多国籍軍に対する権限の付与を再確認する。

一〇 国連が上記第七項の規定に概略が示されたイラク国民を支援するという役割を実現することができるよう、またイラク国民が政治プロセスのため日程表及び計画を自由にかつ脅迫なしに履行することができる、復興及び復旧の活動から利益を得ることができるよう、多国籍軍は、多国籍軍の継続的な駐留に対するイラク人の要請を表明し、その任務を提示している、本決議に附属されている書簡に従い、テロの防止及び抑止によるものを含め、イラクにおける安全及び安定の維持に貢献するために、あらゆる必要な措置をとる権限を有することを決定する。

一一 この観点から、イラクの主権政府と多国籍軍との間の安全保障パートナーシップを確立し両者間の調整を確保するための枠組みが提示されようとしていることを記述する本決議に附属された書簡を歓迎するとともに、また、この観点から、イラク治安部隊は適当なイラクの關係に対し責任があること、イラク政府は、イラク治安部隊が多国籍軍とともに作戦に従事することを引き受ける権限を有すること、並びに同書簡に記述された安全保障機構は、イラク政府と多国籍軍が機敏な攻撃作戦についてイラクを含む基本的な安全及び政策問題の全範囲について合意に達するためのフォーラムとなり、緊密な調整及

び協議を通じイラク治安部隊と多国籍軍の間の完全なパートナーシップを確保することに留意する。

一二 さらに、多国籍軍の権限はイラク政府の要請に基づき又は本決議の採択の日から一二箇月の時点において見直されること、及び同権限は上記第四項の規定に提示された政治プロセスの完了をもって失効することを決定するとともに、イラク政府の要請がある場合には同権限がより早く終了することを宣言する。

一三 附属された合衆国國務長官発書簡に提示されたイラクにおける国連の存在のための安全を提供したと特定の任務を有する、多国籍軍の統合された司令部の下にある別個の主体を創設するとの意図に留意し、イラクで活動する国連組織の要員への安全の提供のための措置の履行は、かなりの資源を必要とすることを認識するとともに、加盟国及び関係機関に対し同主体への貢献を含むそのような資源を提供するよう要請する。

一四 まうた、多国籍軍は、募集、訓練、装備化、指導及び監視の計画を通じ、イラクの治安部隊及び諸機関の能力の構築において支援することを認識する。

一五 加盟国並びに国際機関及び地域機関に対し、安全及び安定並びに人道復興支援に対するイラク国民の必要を満たすよう支援するために、また、UNAMIの努力を支持するために、イラク政府との合意のとおり、多国籍軍に対して軍隊を含む支援を提供するよう要請する。

一六 テロとの闘いを含む法、秩序及び安全の維持のため、イラク内務省の管理の下にある、施設防護隊の場合には他の省庁の管理の下にある、効果的なイラク警察、国境管理及び施設防護隊の発展の重要性を強調するとともに、加盟国及び国際機関に対し、これらのイラクの諸機関の能力の構築においてイラク政府を支援するよう要請する。

一七 イラクにおけるすべてのテロ行為を非難し、

二〇〇一年九月二八日の決議一三三七（二〇〇一）、一九九九年一月二八日の決議一三二七（一九九九）、二〇〇〇年一月九日の決議一三三三（二〇〇〇）、二〇〇二年一月六日の決議一三九〇（二〇〇二）、二〇〇三年一月十七日の決議一四五五（二〇〇三）及び二〇〇四年一月三日の決議一五二六（二〇〇四）

に基づき加盟国の義務、及びイラクにおける、イラクからの、又はイラク市民に対するテロリストの活動に関するその他の関連する国際的な義務を再確認し、特に、イラク内外へのテロリストの通過、テロリストのための武器及びテロリストを支援する資金供与を防止すると加盟国への要請を繰り返すとともに、この観点から、地域の国々、特にイラクの近隣諸国の協力を強化することの重要性を再強調する。

一八 イラク暫定政府がイラクに対する国際的支援の調整において主要な役割を引き受けることを認識する。

一九 イラクが行政能力を再建している間における技術的及び専門的支援の提供を求めるイラク暫定政府の要請を支持して対応する加盟国及び国際機関による努力を歓迎する。

二〇 加盟国、国際金融機関及びその他の機関が、資金供与国による資源の調整された計画を通じた国際的な専門家及び必要な資源の提供を含め、イラク経済の復興及び開発においてイラク国民を支援する努力を強化することを再度要請する。

二一 従前の決議に基づく武器及び関連物資のイラクへの販売又は供給に関連する禁止事項は、本決議の目的に資するためにイラク暫定政府又は多国籍軍から要求がある武器又は関連物資には適用されないことを決定し、すべての国がこれらの禁止事項を厳守することの重要性を強調し、この観点におけるイラクの近隣諸国の重要性に留意するとともに、イラク政府及び多国籍軍それぞれに対し、履行手続が適切であることを確保するよう要請する。

二二 上記のいかなる規定も、一九九一年四月三日の決議六八七(一九九二)の第八項及び第一二項の規定において特定される物品又は一九九一年八月一日の決議七〇七(一九九二)の第三項(F)の規定に記述される活動に関連する国についての禁止事項や義務に影響を与えないことに留意するとともに、国連監視検証調査委員会及び国際原子力機関の権限を再検討するとの同理事会の意思を再確認する。

二三 加盟国及び国際機関に対し、イラクの退役軍人及び元民兵をイラク社会に統合するためのイラク人の努力を支援するためのイラク人の要請に応えるよう要請する。

二四 連合暫定施政当局の解散を受けイラク開発基金の資金はイラク政府の指示のみに基づき支出されることに留意するとともに、イラク開発基金は、イラク開発基金に対する債務残高を返済するための目的を含め、透明性のある公平な方法でイラクの予算を通じ利用されること、決議一四八三(二〇〇三)の第二〇項の規定で確立された石油、石油製品及び天然ガスの輸出販売からの収益の入金についての枠組みは引き続き適用されること、国際諮問監視理事会は、イラク開発基金の監視における活動を引き続き行い、イラク政府により任命された正当な資格を有する個人を完全な投票権を有する追加的な委員として含むこと、並びに決議一四八三(二〇〇三)の第二一項の規定に言及されている収益の入金の継続のための適切な枠組みが作られることを決定する。

二五 さらに、イラク開発基金への収益の入金及び国際諮問監視理事会の役割についての上記の規定は、イラク移行政府の要請に基づき又は本決議の採択の日から一二箇月の時点において見直されること、及び上記第四項の規定に提示された政治プロセスの完了まで暫定して効力をすることを決定する。

二六 連合暫定施政当局の解散に関連して、イラク暫定政府及びその後継政府は、オイル・フォー・フリー

ド計画についてのすべての運営上の責任及びそのよ下な責任に関連して当局により引き受けられた義務並びに物品が配送されたという独立に認証された確認を確保するための責任を含む、同計画に関連する当局に移譲されていた権利、責任及び義務を引き受け、これを決定するとともに、さらに、イラク暫定政府及びその後継政府は、本決議の採択の日から一二日間の移行期間の後に、従前に優先された契約に基づく物品の配送の証明についての責任を引き受けること、及び、これらの取決めの円滑な履行を確保するために適切な場合に協議しつつ、そのような証明はどのような契約に關係する資金の放棄のために必要とされる独立した認証を構成するとみなされることを決定する。

二七 決議一四八三(二〇〇三)の第二二項の規定は、同規定に規定される特権及び免除が二〇〇四年六月三日の後にイラクにより結ばれた契約上の義務から生じるいかなる最終判決に関しても適用されないことを除いて、引き続き適用されることを決定する。

二八 イラクの公的債務を十分に削減する方法を特定すると、パリ・クラブの約束を含む多くの債権国の約束を歓迎し、加盟国並びに国際機関及び地域機関に対しイラク復興努力を支援するよう要請し、国際金融機関及び二国間援助国に対し、幅広い融資並びにその他の財政的援助及び取決をイラクに提供するために直ちに必要な措置をとるよう要請し、イラク暫定政府は、この観点から必要な協定及び取決を締結し、履行する権限を有することを認識するとともに、債権国 機関及び援助国に対し、これらの問題を優先事項として、イラク暫定政府及びその後継政府と協力するよう要請する。

二九 決議一四八三(二〇〇三)の第一九項及び第二三項の規定並びに二〇〇三年一月二四日の決議一五一八(二〇〇三)に従い、特定された資金、資産及び経済資源を凍結し、イラク開発基金に移管する加盟

国(の義務を想起する)。

三〇 事務総長に対し、本決議の採択の日から三箇月以内にイラクにおける UNAMI の活動について、その後四半期毎に全国選挙に向けた進展及びすべての UNAMI の責任の遂行について、同理事会に報告するよう要請する。

三一 合衆国に対し、多国籍軍を代表して、本決議の採択の日から三箇月以内に、その後四半期毎に、この軍の努力及び進展について同理事会に報告することを要請する。

三二 この問題に引き続き積極的に関与することを決定する。

## 附属書

イラク暫定政府首相イヤード・アッラーウィー博士及び合衆国國務長官コリン・L・パウエル発国連安全保障理事会議長宛書簡の本文

拝啓

(中略)

イラク暫定政府は、選挙が完全に民主的で自由かつ公正であることを確保するためにあらゆる努力を払うであろう。安全及び安定はイラクの政治移行にとつて引き続き不可欠である。しかしながら、イラクには外国の勢力を含めて、イラクの平和、民主主義及び安全への移行に反対している勢力が、引き続き存在している。政府としては、これらの勢力に打ち勝つとともに、イラク国民に適切な安全を提供することが可能な治安部隊を發展させる決意である。我々が、イラクの領土、領海及び領空の防衛を含めて、我々自身の安全を提供し得るまでの間、我々はこの努力における安全保障理事会及び国際社会の支持を求めらる。我々は、國務長官コリン・パウエル発国連安全保障理事会議長宛書簡において提示されている任務及び枠組みによるものを含めて、イラクの安全の維持に貢献するための多

国籍軍(MNF)の権限に関する新たな決議を求める。政府は、イラク移行政府の要請に基づき又はその決議が採択された日から二箇月の時点において、安全保障理事会がMNFの権限を見直すことを要請する。(以下略)

二〇〇四年六月五日

敷貝

イヤード・アッラーウィー博士  
国連安全保障理事会議長ラウロ・L・バジャ Jr閣下

拝啓

イラクにおける多国国籍軍(MNF)の継続的な駐留のためのイラク政府の要請を認識し、イラク暫定政府のイヤード・アッラーウィー首相との協議を受け、私は、統合された司令部の下のMNFは、テロの防止及び抑止、並びにイラクの領土の防護を含め、引き続きイラクの安全の維持に貢献する用意があることを確認するために書簡を記す。MNFの目的は、イラク国民が政治移行を完了することを助け、国連及び国際社会がイラクの復興を促進することを可能にすることである。目的を達成するためのイラク国民の能力は、イラクの安全状況に大いに影響を受ける。最近の事件が示しているように、前政権の勢力を含む暴徒、外国人戦士及び不法な民兵による継続的な攻撃は、イラクを改善するために活動しているすべての人々に対する挑戦である。

MNFと主権を有するイラク政府との間の効果的かつ協調的な安全保障パートナーシップの発展は、イラクの安定にとって重要である。MNF司令官は、イラクの主権を認め、かつ、尊重しつつ、安全の提供の支援において主権を有するイラク政府とのパートナーシップの中で活動するであろう。その目的のため、二〇〇四年六月五日付けイラク暫定政府アッラーウィー首相発書簡において言及されているとおり、多国国籍軍は、安全保障政策の広範な枠組みに関する国家

安全保障関係委員会の議論に参加する用意がある。政策の履行に関し、イラク治安部隊は、適切なイラクの關係に責任を負うことを認識し、MNFは、イラク軍がMNFとともに従事する軍事作戦の指揮の統一性を達成するためにイラク治安部隊とあらゆるレベル(全国、地方及び現地)において調整するであろう。さらに、MNF及びイラク政府の指導者は、自らの活動につき相互に連絡を行い、人員、資源及び施設の効果的な配置及び使用を確保するために定期的に協議し、情報を共有し、必要な場合はそれぞれの指揮系統の上に報告するであろう。我々は、六月五日付けアッラーウィー首相発書簡に記述されるフォーラムにおいて、機微な攻撃作戦に関する政策を含む基本的な安全及び政策問題の全範囲について合意を達成するために活動し、緊密な調整及び協議を通じてMNFとイラク軍との間の完全なパートナーシップを確保するであろう。

合意された枠組みの下、MNFは、安全の維持に貢献し軍の防護を確保するとの、広範な任務を引き続き引き受ける用意がある。これらは、イラクの政治的将来に暴力を通じて影響を及ぼすことを求めている勢力による安全上の継続的な脅威に対抗するために必要な活動を含むものである。これは、これらの団体の構成員に対する戦闘行動、安全上の不可欠な理由により必要ならざる、並びにイラクの安全の脅威とする武器に係る継続的な捜索及び確保を含むであろう。さらなる目的は、イラクの安全の維持の責任を徐々に引き受けることとなるイラク治安部隊に対する訓練及び装備である。また、MNFは、イラク暫定政府に要請される、従前の安全保障理事会決議に従い、人道援助、民事支援並びに救援及び復興支援の提供に必要に応じて参加する用意がある。

さらに、MNFは、MNFの中に、国連の要員及び施設を有する軍隊を設置又は支援する用意がある。我々は、国連の安全上の必要性に関し

て国連関係者と緊密に協議し、国連の安全についての努力を支援するために旅団規模の軍隊が必要と考える。この軍隊は、MNF司令官の指揮及び統制の下におかれ、その任務は、国連施設における固定的及び周辺のな警備、並びに国連ミッションの移動の必要性のための車列の護衛任務を含むであろう。

その要員に対し任務達成のために必要な地位を与え、派遣団が要員に対する管轄権を行使するための責任を有し、MNFのための枠組み及びMNFによる資産の使用を確保するこれらの枠組みの下で機能し続けなければならない。これらの問題を規定する既存の枠組みは、これらの目的のために十分である。さらに、MNFを構成する軍隊は、いかなる時も、ジュネーブ諸条約を含む武力紛争法の下での義務と合致した行動をとることを約束しているし、また約束と一致した行動をとることをMNFは、より広範な国際社会がイラクの復興を促進することにおいて重要な役割を果たすことができる安全な環境を提供することを支援するとの現在の努力を満了す上で、我々は、イラクの主権を完全に認識し、尊重して行動するであろう。我々は、他の加盟国並びに国際機関及び地域機関が、民主的、安全かつ豊かな国家を構築するため、イラク国民及び主権を有するイラク政府が前途に待ち受ける課題を克服することを支援するよう期待する。

共同提案国は、検討中のイラクに関する決議に本書簡を附属する意向である。それまでの間に、私は、議長に対し、可能な限り早期に同理事会の理事国に対し本書簡の写しを提供するよう要請する。

敷貝

二〇〇四年六月五日

コリン・L・パウエル  
国連安全保障理事会議長ラウロ・L・バジャ Jr閣下